

『記載例』中退共への掛金払が『翌月』払いの場合

様式第2号（第6条関係）

『翌月』払い（このシートを参照）
 →契約開始月の『翌月』から掛金振込を開始する事業所
 【当月】払い（別シートを参照）
 →契約開始月と【同月】から掛金振込を開始する事業所

職金共済掛金支払内訳書

『翌月払い』

事業所名 ○△□株

共済契約 番号	契約 年月日	氏名	共済契約掛金												合計	担当者 確認※		
			5年5月	5年6月	5年7月	5年8月	5年9月	5年10月	5年11月	5年12月	6年1月	6年2月	6年3月	6年4月				
-** (-9876)	4 4 1	○○ ○○	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000	記入 し な い で 下 さ い
-** (-9877)	5 3 1	△△ △△	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	130,000		
			年月															
			年月															
			年月															
			年月															
			年月															
合計			15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	190,000		

・下4桁を記入してください（従業員ごとの番号です）。
 ・先頭の2桁-5桁の番号は不要です（事業所番号になります）。

<対象者『翌月』払>
 「R7.3.19までに12回分の掛金納付が確認できる方」です。契約の開始時期（採用した時期）としては、「令和5年4月から令和6年3月まで」の方が対象になります。

<昨年度助成との関係について>
 「令和5年3月開始の方」は対象外です。

<対象外となる方の例>
 ・対象期間に契約を開始した方でも、12カ月未満で退職等をした方は対象になりません（掛金を12回支払っていないため）。また、引続き掛金を納めていない方も対象になりません

<その他補足>
 ・各人とも「最初からの12回分の掛金」を記入してください（途中で金額変更された方について、特にご注意ください）。

<上限について>
 助成金は掛金の10%を補助します。
 上限は1名あたり1回1万円です。

『翌月』支払の事業所に関する説明
 「令和6年4月の新規契約者」であって、令和7年3月分掛金（＝12カ月目の掛金）の納付を令和7年3月中に行うにもかかわらず、それが市役所提出期限（3月19日）に間に合わない従業員について翌年度に申請をお願いします。

『翌月』支払の事業所に関する補足説明
 「令和6年4月の新規契約者」でも、『翌月』支払の場合は今年度の申請対象から外れます（←12カ月目の掛金支払が翌年度（令和7年4月）に行われるため）。

* 契約者が10名以上の場合は、お手数ですがこの用紙をコピーしてご利用ください。

※印欄は記入しないで下さい。